

## 輸血拒否患者への対応について

当院では宗教上の理由等による輸血拒否に対し、【相対的無輸血※1】の方針に基づき、以下のごとく対応いたします。

1. 自己決定が可能な患者、保護者または代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し理解を得る努力をしますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、他医療機関での治療をお勧めします。
2. 無輸血治療のために最善の努力を尽くしますが、輸血を行うことによって生命の危機が回避できうる可能性があるとして主治医が判断した場合または輸血をしなければ生命の危機に陥る可能性があるとして主治医が判断した場合には協力医師の同意を得て輸血を施行します。その際、時間的余裕がない、同意書を記載する家族がいない、説明にも関わらず同意を拒否する等、輸血同意書が得られない場合でも救命を優先して輸血を施行します。
3. 宗教上の理由等で提示される「免責証明書」等、【絶対的無輸血※2】治療に同意する文書には署名いたしません。
4. 以上の方針は、患者の意識の有無、成年・未成年に関わらず適用いたします。

### ※1 【相対的無輸血】

患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合には救命を最優先し輸血するという立場・考え方。

ここでの輸血とは人由来の血液を原料とした製剤すべてをいう。

### ※2 【絶対的無輸血】

患者の意思を最優先し、たとえいかなる事態になっても輸血しないという立場・考え方。